



令和4年5月10日

各 位

会 社 名：株式会社 東和銀行
（コード：8558 東証プライム）
代表者名：代表取締役頭取 江原 洋
問合せ先：執行役員総合企画部長 岡部 晋
（TEL 027-230-1500）

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社東和銀行（代表取締役頭取 江原 洋）は、本日開催の取締役会において、令和4年6月29日開催予定の第117回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定（変更案第15条）とするものです。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月29日（水）

定款変更の効力発生日 令和4年6月29日（水）

以 上

【別紙】 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部 _____ が変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>取締役会の決議により、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>① <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>